

## 2 軽自動車税（種別割）関係

Q1. 障がい者に対する軽自動車税（種別割）の減免申請をしたいのですが？

A 申請の期限は、納税通知書がお手元に届いてから、軽自動車税（種別割）の納期限までとなります。申請前の事前相談は随時行っておりますので、お問い合わせください。

Q2. 減免が決定された車両の車検用納税証明書はいつ届きますか？

A 令和6年度からは減免が決定された方の分も含め、車検用納税証明をお送りしていません。軽自動車検査協会がオンラインで納付（減免も含む）状況を確認できるようになり、原則、納税証明書がなくても車検を受けることができるようになったためです。減免が決定された方で車検用納税証明書が必要な場合は、申出があれば発行しますのでご連絡ください。

Q3. 車両を持っていないのに軽自動車税（種別割）の請求書が届いたのですが？

A 4月1日時点で名義が変更されていないか、登録車両が抹消されていない場合には課税されてしまいます。しかし、車両をスクラップした場合や盗難にあった場合など、その状態を確認できる場合には課税を取り消すことができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

Q4. 現在石狩市に住んでいないのに石狩市から納税通知書が届いたのはなぜ？

A 車検証（検査対象外の車両は軽自動車届出済証）の「使用の本拠」を石狩市内から変更していない、または原動機付自転車や小型特殊自動車の廃車（転出）の申告を行っていない場合は、石狩市で軽自動車税（種別割）が課税されます。実際の車両の使用の本拠または主たる定置場が変更になった場合は、申告手続きが必要です。事前に必要書類等を確認のうえ変更後の住所の地区を管轄している軽自動車検査協会や運輸支局、市区町村で手続きを行ってください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 三輪、四輪軽自動車</li> <li>• 二輪車（トレーラ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 二輪小型自動車(250cc超)</li> <li>• 軽二輪車(125cc超～250cc以下)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原動機付自転車(125cc以下)</li> <li>• 小型特殊自動車</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 転出先の管轄の軽自動車検査協会に変更手続</li> <li>• 管轄の軽自動車検査協会ですら手続後、石狩市での課税を止めるために税申告書を提出してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 転出先の管轄の運輸支局で変更手続</li> <li>• 管轄の運輸支局で手続後、石狩市での課税を止めるために税申告書を提出してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 転出先の市区町村に登録（転入）の申告をしてください。</li> </ul> <p>※石狩市のナンバープレート及び標識交付証明書のどちらかを紛失した場合は、まずは石狩市に廃車（転出）の申告をしてください。</p>